

意見書案第7号 戦争立法に反対し廃案を求める意見書

ただいま議題となりました意見書案第7号 戦争立法に反対し廃案を求める意見書について、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論に参加致します。

安倍政権は、積極的平和主義の名のもとで、今国会で戦争立法と言うべき法案、国際平和支援法案と自衛隊法など計10本の法律改正となる平和安全法制整備法案の成立を8月にも成立させようとしています。

安倍首相が急ぐ理由には、日本の国会に説明する前に、アメリカ大統領に法律の成立を誓ったことだと言われています。

安倍首相は、どこの国の総理大臣なのか、どこを向いて責任を果たそうとしているのか、日本国と国民ではないことは一目瞭然であります。

今年は、戦後70年、本来であれば、過去の侵略戦争の過ちを反省した立場から、改めて我が国が諸外国から信頼を得るべきであります。ところ安倍政権は、まさに今の日本を戦争のできる国に変え、日米軍事同盟のもとでアメリカが引きおす戦争に参加できるようにする、憲法が禁止している集団的自衛権行使をしようとしています。

この集団的自衛権行使容認をする上で、今回の法案の成立が必要とされています。しかし、これまでの歴代自民党政権は、繰り返し「集団的自衛権は認められていない」としてきました。

ところが、安倍政権は、まず集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、法案を提出、憲法違反だと言われて。突然、砂川事件の最高裁判決を根拠として持ち出し、勘違いも甚だしい論拠であり、国民の圧倒的多数は、法案の論理が破たんしたとみています。

また、法曹界では、日本弁護士連合会、憲法学者、そのほとんどの方から「憲法違反だ」と意見を表明しています。

最近の国会でも、自民党と公明党からの推薦された参考人の憲法学者からも、憲法違反と指摘されたばかりであります。

日本共産党は創立93年、その発足時から非合法とされ、そのもとで侵略戦争に反対し、弾圧を受けました。それは共産党だけでなく、リベラルな進歩的な民主主義者まで及びました。そして、戦争の結果、300万人の同胞の命が失われ、2000万人のアジアの人々の命が奪われたわけです。

戦後、二度と過ちは繰り返さない立場から、民主国家をめざし、戦争放棄の日本国憲法を制定しました。わが党は、立憲主義を否定するような法案は認められないものです。

安倍首相は、「戦後体制からの脱却」を唱えてきましたが、わが党の質問に「ポツダム宣言」を読んでいないと明言、国内外から驚きの声があがりました。宣言には、日本の戦争が「世界の征服のための戦争だった」と規定され、「侵略」とも規定、暴力と強欲で奪った地域の返還を求めたものでした。私には、安倍首相の背後にある日本の戦後政治を動かしたA級戦犯政治の亡霊が見えてきます。

それでは、法案について、主な具体的問題点について述べます。

第1点目は、アメリカが戦争にのりだした際、自衛隊が米軍に弾薬補給などの軍事支援、「後方支援」を行なうようになることです。

これまでは少なくとも「非戦闘地域」に限るとされ、歯止めがありました。今回は、それもなくなり、政府は攻撃されたら「休止、中断する」から「戦闘行為をしない」と答弁しています。

これでは、自衛隊が攻撃されても、応戦せずに逃げれば、「大丈夫」と非現実的な話しをしています。

後方支援という「兵站」は安全でなく、「兵站」こそ、戦争継続に必要な重要な軍事行動であることを知るべきです。

第2番目は、形式上の停戦合意があっても、実際には戦乱が続いている地域で、自衛隊による治安活動を可能として、参加させようとしていることです。

アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊は、3500人が戦死しました。

第3番目は、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国の戦争に、自衛隊を参戦させようとしていることです。

安倍首相は、集団的自衛権を発動するか、どうかについて、「個別具体的な状況に照らして、総合的客観的に判断する」として、否定しませんでした。

最後に、過去、戦争へ進んだ日本が、では、どこで間違ってしまったのか、明確に、「この日だ」とすることができないかもしれません。

但し、言えることは、間違いを繰り返さない努力をすることです。そして、今日のこの時点で、今の政府が、間違いなく日本を戦争ができる国に作り変えようとしていることは明らかです。だからこそ、国民は反対しているわけです。

逗子市議会として、湧き上がる戦争法案反対の世論、市民の平和を願う声を応え、今まさに日本の歴史的岐路と言うべき時に、再び若者を戦場に送らせない立場から、戦争法案に反対する意見書を提出すべきであります。

以上で、意見書に対する賛成討論を終わります。

